第2期小矢部市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月小 矢 部 市

はじめに

近年、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の 多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもや子育て を取り巻く環境は、ますます大きく変化しています。子育てに 不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、社会における女性就 業者の占める割合も増加し、保育ニーズの多様化も進んでおり、 従来の公的なサービスに加えて、地域社会全体での子育て支援 が求められています。



こうした中、本市におきましても少子化対策を市の重点施策の一つとして位置づけ、 平成 17 年に次世代育成支援対策推進法に基づく「小矢部市次世代育成支援行動計画」 を、平成 22 年には「小矢部市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」を、平成 27 年からは「小矢部市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次世代を担う子どもた ちのために家庭、地域、企業及び行政が一体となり、子育て支援を総合的かつ効果的 に推進し、本市の住民すべてが子育ての喜びを共有できるまちづくりを推進してまい りました。

国の施策においても、全ての子どもたちが健やかに育つ社会のために、令和元年 10月から「幼児教育・保育料の無償化」がスタートする中、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みを定める「子ども・子育て支援法」に基づき、子ども・子育て支援のニーズを反映した令和 2 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 2 期小矢部市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

この事業計画を実施し、第7次小矢部市総合計画の目標である「人がやすらぐ健康とあたたかな福祉で支え合うまち」の施策をさらに推進してまいります。

最後に、計画を策定するにあたり終始熱心なご協議とご提言を頂きました小矢部市子ども・子育て支援審議会の委員の皆様はじめ、多くの貴重なご意見を賜りました関係機関・団体、市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

小矢部市長 桜 井 森 夫

目 次

第1章 計画の概要1
1 計画策定の趣旨 2 2 計画の位置付け 2 3 計画の期間 3 4 計画の策定体制 3
第2章 小矢部市の現状4
1 小矢部市の状況52 アンケート調査等からみえる状況163 第2期計画に向けた課題27
第3章 計画の基本理念,基本目標31
1 基本理念 32 2 基本目標 32 3 施策の体系 33
第4章 施策の展開34
基本目標 1教育・保育サービスの充実35基本目標 2地域子育て支援サービスの充実38基本目標 3支援が必要な子ども・家庭への取組みの推進43基本目標 4子どもと母親の健康支援の推進45基本目標 5仕事と子育ての両立と働き方改革の推進46
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策,実施時期 47
1 教育・保育提供区域の設定 48 2 人口の見込み 48 3 保育所,認定こども園,地域型保育 49 4 地域子ども・子育て支援事業 51
第6章 計画の推進60
1 計画の推進61 2 計画の進捗管理・評価方法61
資料編

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、これまで平成22年3月に「小矢部市次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、その後、『次世代育成支援対策推進法』がさらに10年間延長されたことを受け、『市町村子ども・子育て支援事業計画』等と一体化した行動計画として、



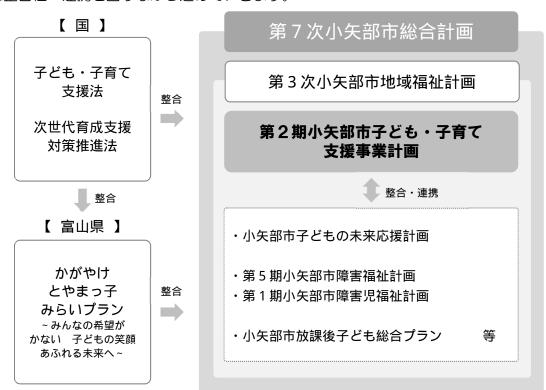
平成27年3月に『小矢部市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、子育て支援を総合的に進めてきました。

この度、『小矢部市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画を 包含するとともに、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」としての位 置づけを担っています。

なお、本市では、子どもの育ちと子育て支援を推進する総合的な計画として「第7次小矢部市総合計画」を始め、「第3次小矢部市地域福祉計画」等との上位・関連計画と整合性・連携を図りながら進めていきます。



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において本計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画							

5 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「小矢部市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望などの把握を行いました。

① 調查対象

小矢部市在住の就学前児童、小学生の保護者を対象とし、無作為抽出

② 調査期間

平成30年12月10日から平成30年12月21日

③ 調査方法

就学前児童保護者:保育所等を通じて配布・回収(一部郵送による配布・回収)

小学生の保護者 : 小学校を通じて配布・回収

④ 回収状況

就学前児童保護者:992通(有効回答率78.8%)

小学生の保護者 : 754 通(有効回答率 90.3%)

(2) 小矢部市子ども・子育て支援審議会による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「小矢部市子ども・子育て支援審議会」を設置し、計画の内容について協議しました。

第2章

小矢部市の現状

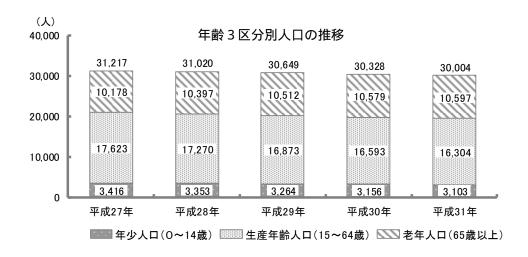


1 小矢部市の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

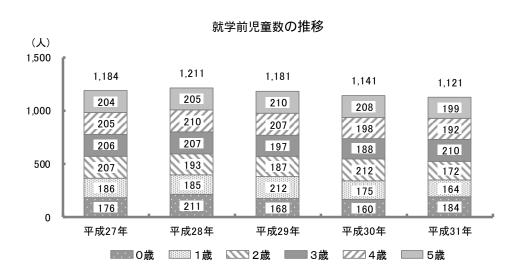
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少しており、平成31年で30,004人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は減少しているのに対し、老年人口(65歳以上)は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

② 年齢別就学前児童数の推移

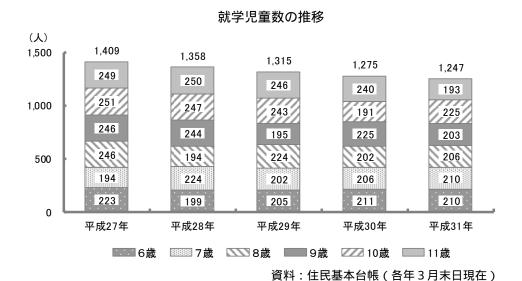
本市のO歳から5歳の子ども人口は平成28年以降減少しており、平成31年3月現在で1,121人となっています。特に他の年齢に比べ、2歳の減少率が高くなっています。



資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から 11 歳の子ども人口は平成 27 年以降減少しており、平成 31 年3 月現在で 1,247 人となっています。特に他の年齢に比べ、11 歳の減少率が高くなっています。

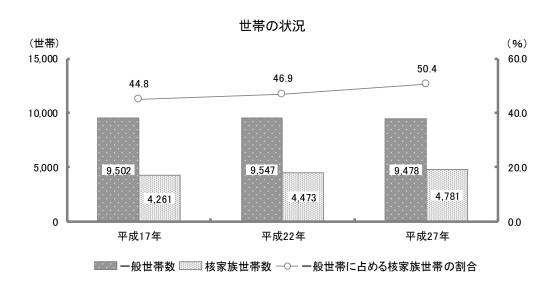


6

(2)世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

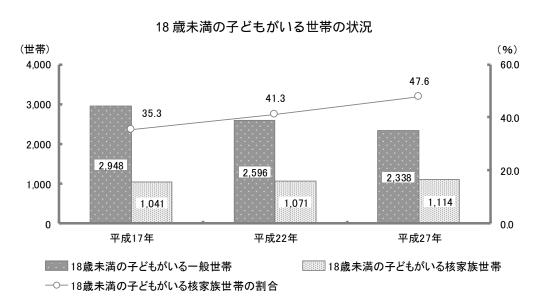
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 4,781 世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も上昇しており、核家族化が進行しています。



資料:国勢調査

② 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

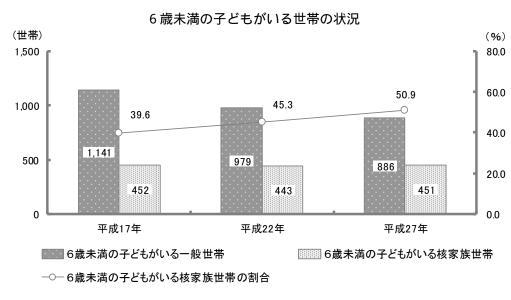
本市の 18 歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成 27 年で 2,338 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる核家族世帯、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料:国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

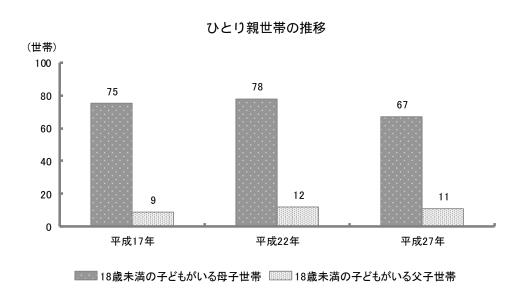
本市の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で886世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は横ばい傾向となっており、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料:国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

本市の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は平成 22 年に増加したものの、平成 27 年に減少し、67 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる父子世帯は横ばいで推移しています。

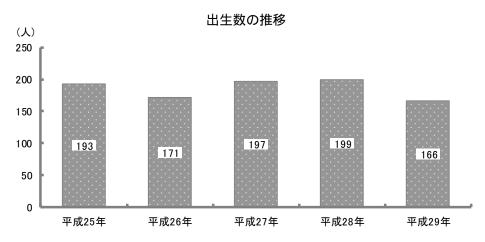


資料:国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

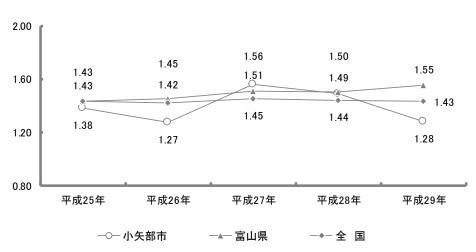
本市の出生数は増減を繰り返し推移していましたが、平成 29 年に大きく減少して 166 人となっています。



資料:住民基本台帳(市民課)

② 合計特殊出生率の推移

15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子どもの数であり、この数字は一般に少子化を考える指標として用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成29年で1.28となっており、全国・県に比べ低くなっています。

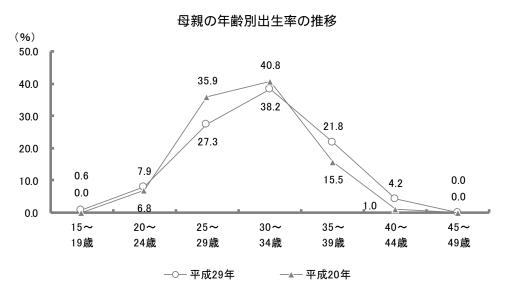


合計特殊出生率の推移

資料:富山県人口動態統計、厚生労働省人口動態調査(国)

③ 母親の年齢(5歳階級)別出生率の推移

本市の母の年齢(5歳階級)別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、25~34歳の割合が減少しているのに対し、35~44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

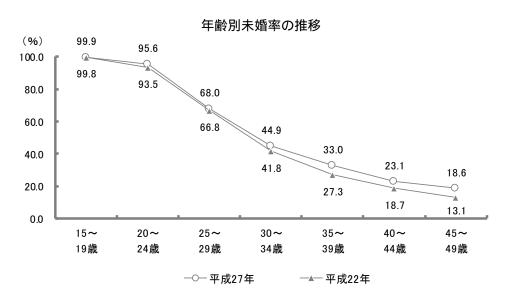


資料:厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で、他に比べ35歳以上の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

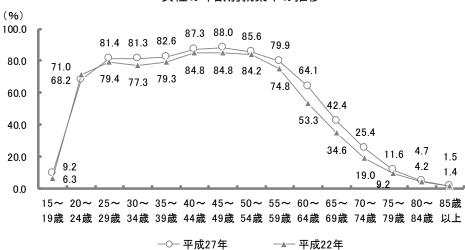


資料:国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加する M 字カーブを描いています。落ち込みの大きい 30~39 歳の就業率は平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

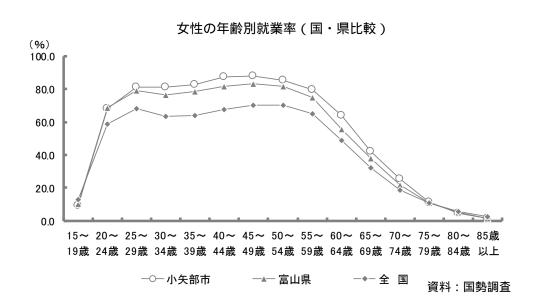


女性の年齢別就業率の推移

資料:国勢調査

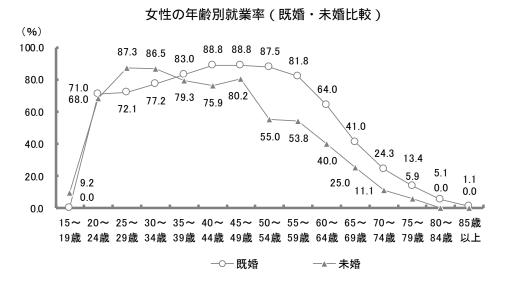
② 女性の年齢別就業率(国・県比較)

本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、ほぼすべての年齢で、全国・県に比べ高い水準となっています。



③ 女性の年齢別就業率 (既婚・未婚比較)

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、15~19歳、25~34歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

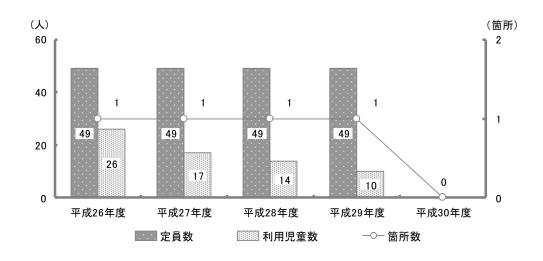


資料:国勢調査(平成27年)

(6)教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園 (※1)の状況

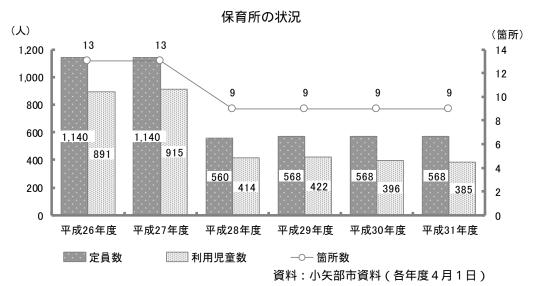
本市の幼稚園は、平成 29 年度をもって認定こども園に統廃合されました。 幼稚園の状況



資料:小矢部市資料(各年度4月1日)

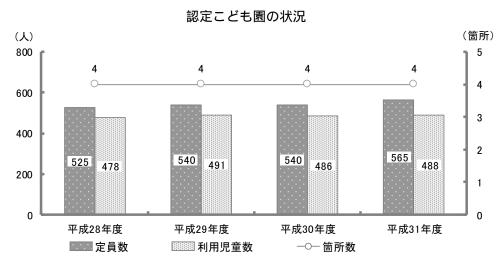
② 保育所 (※2)の状況

本市の保育所の状況をみると、平成 28 年度に4施設が認定こども園に移行されて以降、定員数、利用児童数、箇所数は横ばいとなっています。



③ 認定こども園(※3)の状況

本市の認定こども園の状況をみると、利用児童数は増減を繰り返し、平成 31 年度には 488 人となっています。



資料:小矢部市資料(各年度4月1日)

④ 待機児童について

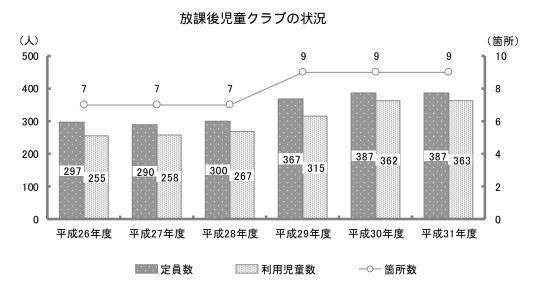
国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指しています。本市においては、引き続き事業の確保及び質の向上を図ります。

- (※1) 幼稚園:満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設。
- (※2) 保育所:保護者が働いているなどの理由によって保育を必要とする乳幼児を預かり、保育することを 目的とする通所の施設。
- (※3) 認定こども園:小学校就学前のこどもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブの状況をみると、定員数、利用児童数はともに増加傾向となっています。また、箇所数は平成 29 年度に増加して以降、横ばいとなっています。

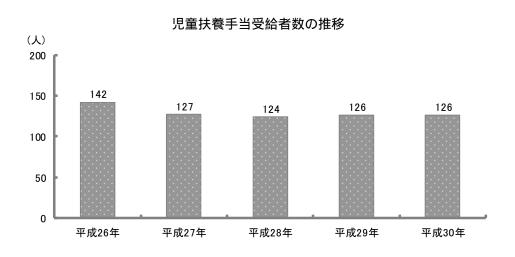


資料:小矢部市資料(各年度4月1日)

(8) その他の状況

① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給者数は平成 27 年以降横ばいとなっています。

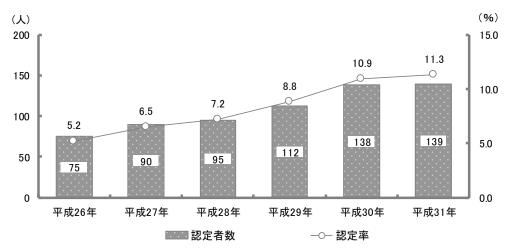


資料:小矢部市資料

③ 就学援助認定者数(小学生)の推移

本市の小学生における就学援助認定者数・認定率の推移をみると、就学援助認定者数・認定率は年々増加しており、平成31年で認定者数が139人、認定率が11.3%となっています。

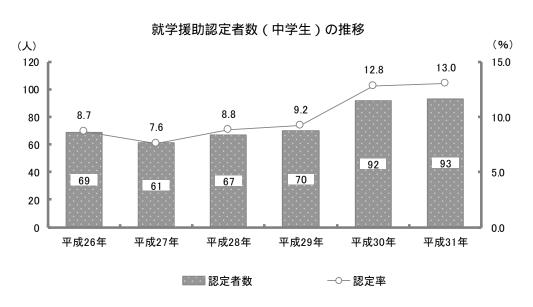
就学援助認定者数(小学生)の推移



資料:小矢部市資料

④ 就学援助認定者数(中学生)の推移

本市の中学生における就学援助認定者数・認定率の推移をみると、就学援助認定者数・認定率は平成 28 年以降年々増加しており、平成 31 年で認定者数が 93 人、認定率が 13.0%となっています。



資料:小矢部市資料

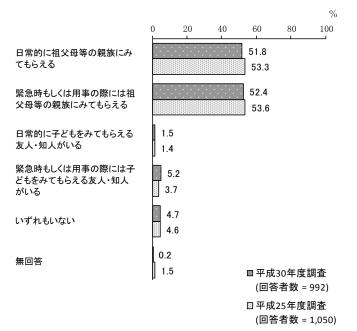
2 アンケート調査結果からみえる状況

(1)子どもと家族の状況について

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父 母等の親族にみてもらえる」の割合が 52.4%と最も高く、次いで「日常的に 祖父母等の親族にみてもらえる」の割 合が 51.8%となっています。

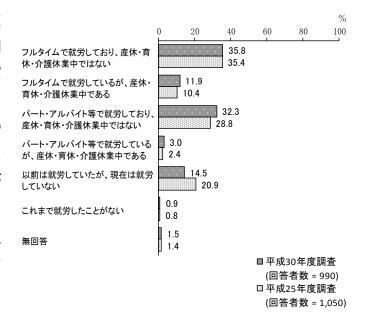
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 母親の就労状況

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が35.8%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が32.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が14.5%となっています。

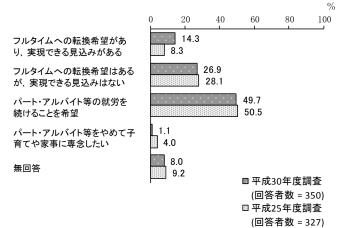
平成 25 年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



③ 母親の就労意向(就労者の就労意向)

「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が 49.7%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が 26.9%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 14.3%となっています。

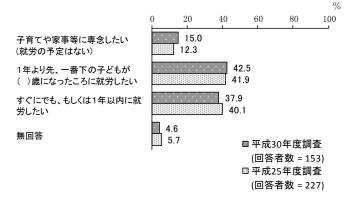
平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が増加しています。



④ 母親の就労意向(未就労者の就労意向)

「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったころに就労したい」の割合が42.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が37.9%、「子育てや家事等に専念したい(就労の予定はない)」の割合が15.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

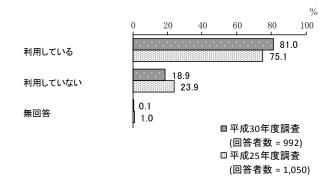


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が81.0%、「利用していない」の割合が18.9%となっています。

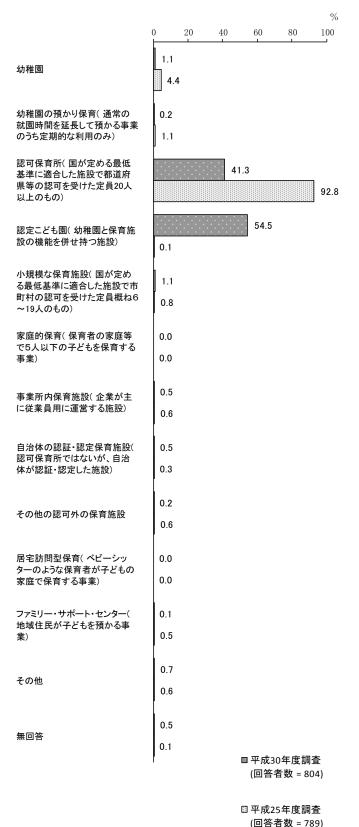
平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



② 平日の定期的に利用している教育・保育事業

「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」の割合が54.5%と最も高く、次いで「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」の割合が41.3%となっています。

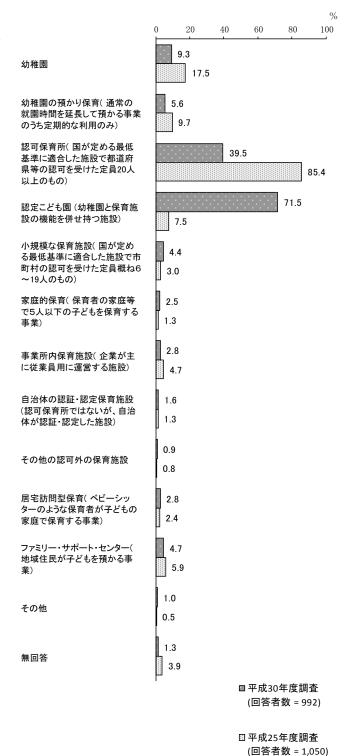
平成 25 年度調査と比較すると、「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」の割合が増加しています。一方、「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)」の割合が減少しています。



③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」の割合が71.5%と最も高く、次いで「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)」の割合が39.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)」の割合が増加しています。一方、「幼稚園」「認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20人以上のもの)」の割合が減少しています。

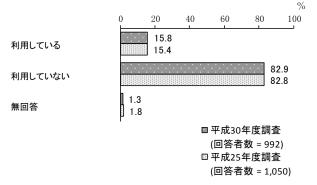


(2) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「利用している」の割合が 15.8%、「利用していない」の割合が 82.9% となっています。

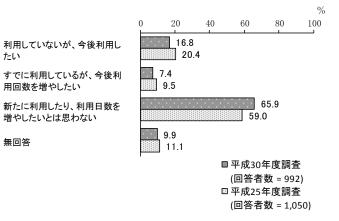
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が65.9%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が16.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加しています。

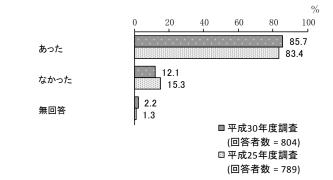


(3)病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

「あった」の割合が 85.7%、「なかった」の割合が 12.1%となっています。

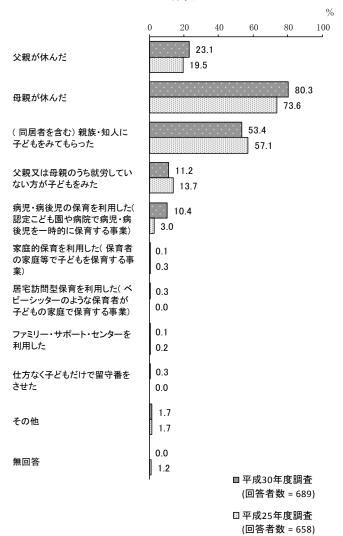
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が 80.3% と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」 の割合が 53.4%、「父親が休んだ」の 割合が 23.1%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「母親が休んだ」「病児・病後児の保育を利用した(認定こども園や病院で病児・病後児を一時的に保育する事業)」の割合が増加しています。



(4) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用している」の割合が 4.4%、 「利用していない」の割合が 94.8% となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

② 宿泊を伴う一時預かり等の有無

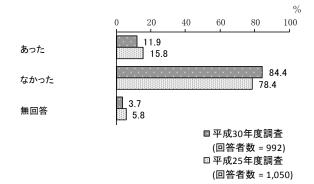
「あった」の割合が 11.9%、「なかった」の割合が 84.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「なかった」の割合が増加しています。

利用している 利用していない 無回答 ① 20 40 60 80 100 4.4 4.9 94.8 92.8 □ 平成30年度調査 (回答者数 = 992)

0/0

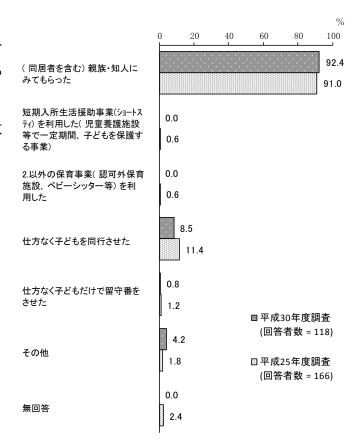
■ 平成25年度調査 (回答者数 = 1,050)



③ 宿泊を伴う一時預かり等の対応

「(同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」の割合が 92.4%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

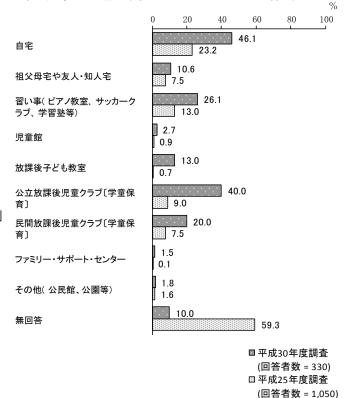


(5) 小学校就学後の放課後時間の過ごさせ方について

① 就学前児童保護者の小学校就学後(低学年)の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 46.1%と最も高く、次いで「公立放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 40.0%、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」の割合が 26.1%となっています。

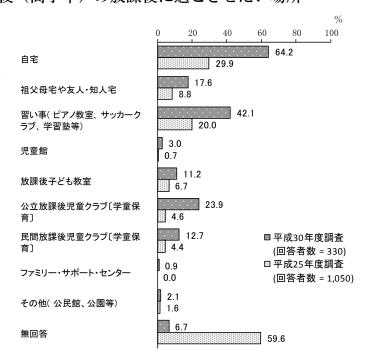
平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」「放課後子ども教室」「公立放課後児童クラブ〔学童保育〕」「民間放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後(高学年)の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」の割合が 42.1%、「公立放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が 23.9%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等)」「公立放課後児童クラブ〔学童保育〕」「民間放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。

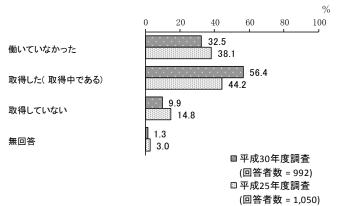


(6) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

「取得した(取得中である)」の割合が 56.4%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 32.5%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「取得した(取得中である)」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



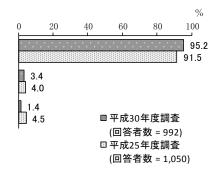
(7)相談の状況について

① 就学前児童保護者の気軽に相談できる人の有無

「いる/ある」の割合が95.2%、「いない/ない」の割合が3.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

いる/ある いない/ない 無回答



② 就学児童保護者の気軽に相談できる人の有無

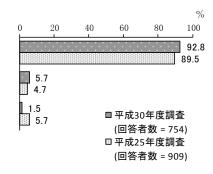
「いる/ある」の割合が92.8%、「いない/ない」の割合が5.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

いる/ある

いない/ない

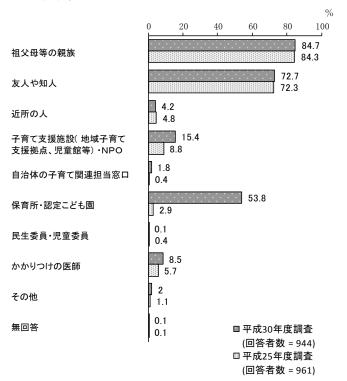
無回答



③ 就学前児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が84.7% と最も高く、次いで「友人や知人」の 割合が72.7%、「保育所・認定こども 園」の割合が53.8%となっています。

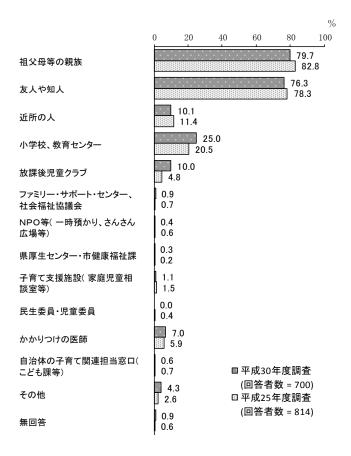
平成 25 年度調査と比較すると、「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、 児童館等)・NPO」「保育所・認定こども園」の割合が増加しています。



④ 就学児童保護者の気軽に相談できる相談先

「祖父母等の親族」の割合が79.7% と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が76.3%、「小学校、教育センター」の割合が25.0%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ」の割合が増加しています。

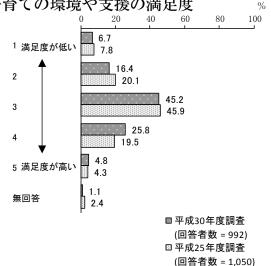


(8) 子育て全般について

① 就学前児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 45.2%と最も高く、 次いで「4」の割合が 25.8%、「2」 の割合が 16.4%となっています。

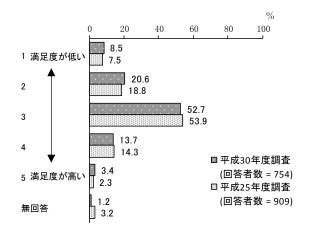
平成25年度調査と比較すると、「4」の割合が増加しています。



② 就学児童保護者の地域における子育ての環境や支援の満足度

「3」の割合が 52.7%と最も高く、 次いで「2」の割合が 20.6%、「4」 の割合が 13.7%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



3 第2期計画に向けた課題

I 教育・保育サービスに関する視点での課題

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指しています。本市では、引き続き事業の確保及び質の向上を図ります。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)が約7割と最も高く、次いで認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員 20 人以上のもの)の割合が約4割となっており、認定こども園を希望する方が多くみられます。また、5年前と比べると、認定こども園の割合が増加しています。一方、幼稚園・認可保育所の割合が減少しています。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

Ⅱ 地域子育て支援サービスに関する視点での課題

アンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は 4.7%となっています。 また、子育てに関して気軽に相談できる先として、祖父母等親族、友人や知人が上位 ではありますが、5年前に比べ、子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)・ NPO及び保育所・認定こども園の割合が増加しており、相談先としてこれらの役割 が期待されています。

家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務 の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育てができるよ う地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていく必要があります。

さらに近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、子どもが利用する空間を、地域ぐるみ で見守る意識を高めることが必要です。

また、警察・生活安全関係機関との連携強化を図り、安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守ることが必要です。

Ⅲ 支援が必要な子ども・家庭への取組みに関する視点での課題

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、 その充実が図られてきました。しかし、全国の児童相談所における児童虐待に関する 相談対応件数は増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題と なっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を 盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、子どもへの接し方について、「言葉(大きい声)で脅す」の割合が約3割、「子どもを叩いたり、つねったりする」の割合が1割半ばとなっています。また、子どもを虐待しているかもしれないと思うときの有無について、「まれにある」の割合が約2割となっています。さらに、虐待しているかもしれないと思う時の状況について、「子育てによる身体や精神の疲れが大きい」の割合が約6割と最も高く、次いで「ほかのことに時間が取れない」の割合が約3割、「配偶者の協力が十分でない」の割合が約3割となっており、子育てへの不安や疲れを抱える保護者が多くいることがうかがえます。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待(疑いを含む)を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

アンケート調査では、子育て(教育を含む)に関する相談相手の有無については、「いない/ない」の割合が3.4%となっています。

支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに、障がいのある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、子どもの状況に応じて実施することが必要です。

本市では平成 30 年3月に第5期小矢部市障害福祉計画・第1期小矢部市障害児福祉計画を策定し、障がい児施策の推進に努めています。

今後も、関係機関と連携し、発達に課題のある子どもと家族への継続した相談等の 充実を図っていくことが必要です。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、児童発達支援センター等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

IV 子どもと母親の健康支援に関する視点での課題

乳幼児期は、基本的生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、 保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、 子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなってい ます。

アンケート調査では、子育でに関する相談相手については、祖父母等の親族や友人 や知人といった身近な周りの相談相手が多く、地域子育で支援拠点などの各機関は2 割を満たしていない状況となっており、子育でに関する情報の入手先についても同様 の傾向がみられます。

さらに、就学前保護者の 3.4%、小学生保護者の 5.7%が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「いない/ない」と回答しており、悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに、抱え込んでしまっていることが懸念されます。

加えて、子育てをする上で、どのような地域の子育て支援施設やサービスが必要かについて、「子どもの健康や成長を支える保健医療体制の整備」が4割中ばとなっており、健康に対するニーズが高いことがうかがえます。

妊娠期から子育て期において、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、 親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要 です。今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、 乳幼児期と連続した支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機 会と場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら 支援していくことが重要です。

V 仕事と子育ての両立に関する視点での課題

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」)が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は大きく 増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

第3章

計画の基本理念、基本目標



安心して子どもを産み育て、子どもと親が いきいきと心豊かに成長できるまちづくり



1 基本理念

本計画では、「第1期小矢部市子ども・子育て支援事業計画」の理念や方向性などを 引き継ぐとともに、計画の基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの小矢部市 を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざ します。

2 基本目標

I 教育・保育サービスの充実

今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、育児休業満了時からの利用を希望する保護者が教育・保育を利用できるようにするために「産後休業・育児休業後の幼児期の教育・保育施設等の円滑な利用の推進」に取り組みます。

Ⅱ 地域子育て支援サービスの充実

相談・情報提供の充実を図るとともに、さまざまな子育て不安や負担感の軽減をはじめ、子どもの遊び場の整備など、引き続き安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

Ⅲ 支援が必要な子ども・家庭への取組みの推進

障がいのある児童等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等と連携を 図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。「子どもの貧困」に ついても、国が示す方向性等をふまえながら、相談対応の充実や負担軽減などの支援 施策の充実など、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

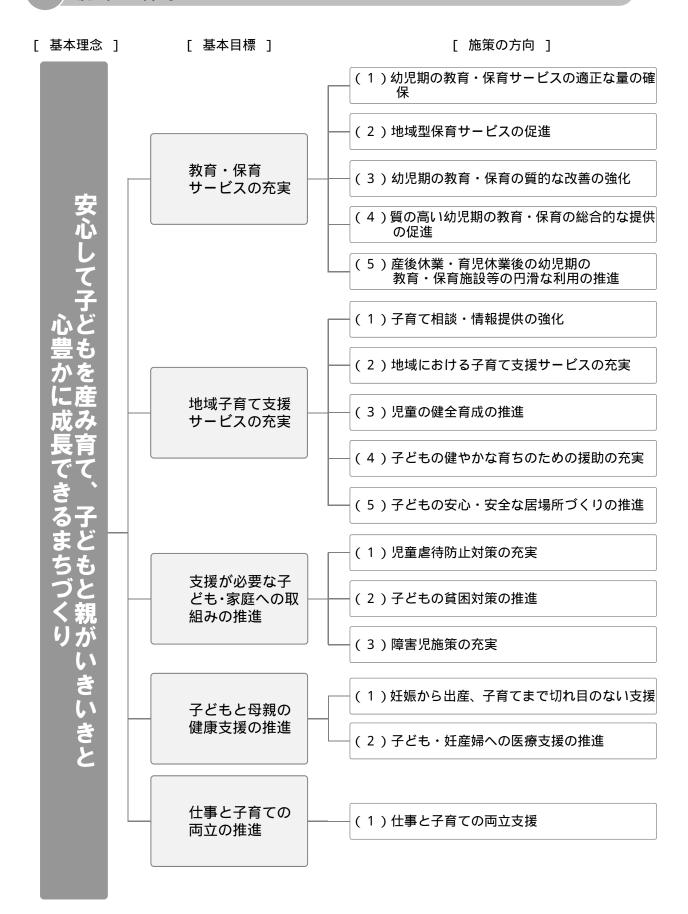
IV 子どもと母親の健康支援の推進

子どもと親の健康づくりは重要な課題です。すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。更には、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

V 仕事と子育ての両立の推進

全国的に女性の育児休業取得率は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然と低いままであることが問題となっています。仕事と子育ての両立や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境を目指して、ワーク・ライフ・バランスの考え方をさらに浸透させていきます。

3 施策の体系



第4章 施策の展開



施策の方向(1)幼児期の教育・保育サービスの適正な量の確保

市内全ての子どもとその子育て家庭を対象として、幼児期の教育・保育サービスを提供することで、質の高い就学前教育(保育)の充実を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
公立こども園・保育所 の運営	途中入所へ対応する職員の確保方策を検討します。
民間こども園の運営	待機児童が発生しないように、公立こども園・保育所との利用調整を 図ります。 また、需要量に応じて施設の量的な拡大を検討します。
特別な支援が必要な 子どもの受入体制の 推進	市要保護児童対策協議会と連携して、特別な支援が必要な子どもの受け入れを優先的に取り扱うよう努めます。
	ひとり親家庭等の子どもの受け入れに十分配慮するよう努めます。
	引き続き、特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。

施策の方向(2)地域型保育サービスの促進

需給調整を図りながら、NPO法人や社会福祉法人、地域の福祉団体など、地域型保育事業への参画を模索するものです。

事業名	事業概要
小規模保育の検討	認可外保育施設の地域型保育事業への取組みを検討します(地域型保育給付による保護者の費用負担減、国の補助制度による経営の安定化)。また、需給調整を図りながら、参画事業者への国の補助制度を活用した支援を推進します。
家庭的保育の検討	需給調整を図りながら、参画事業者への国の補助制度を活用した支援 を推進します。
居宅訪問保育の検討	需給調整を図りながら、参画事業者への国の補助制度を活用した支援 を推進します。
事業所内保育の検討	認可外保育施設の地域型保育事業への取組みを検討します(地域型保育給付による保護者の費用負担減、国の補助制度による経営の安定化)。

施策の方向(3)幼児期の教育・保育の質的な改善の強化

現状を維持しつつ、幼児期の教育・保育サービスの改善を図ります。

事業名	事業概要
	引き続き、安全・安心な保育と子どもの健やかな成長を図るために、 配置の強化を検討します。
幼児期の教育・保育の 運営の改善	保護者の就労等の多様性を考慮し、一時預かりや延長保育の更なる利 便性向上を検討します。
	引き続き、安全・安心な給食の提供を推進します。
保育教諭・保育士の研修の充実等による資質・能力の向上	引き続き、研修機会の確保と他関連団体主催の研修会への参加を推進 します。
保育教諭・保育士の労 働条件や待遇等の労働 環境整備の改善	人材確保と継続した就労のために労働条件や待遇の改善を検討しま す。また、現場において保育教諭・保育士の資格取得を推奨します。
幼児期の教育・保育と 小学校教育との円滑な 接続の推進	引き続き、発達や学びの連続性を踏まえた円滑な接続ができるよう保園小連携研修会を開催します。また、子どもたち一人ひとりの状況に合わせた適切な対応が取れるように、保・園・小で随時連携が図れる体制の構築を検討します。
情報共有と質の改善を 目的とした関係者会議	引き続き、保育所長・園長連絡協議会を定期的に開催します。
の推進	引き続き、保育士会の運営強化を促進します。
民間活力等を活用した 保育サービスの量的 充足	保育に対する多様なニーズへの対応等、民間こども園の特長である柔 軟性を活用し、保育サービスの量的充足を図ります。
運営状況に関する 評価の推進	評価制度の導入は、幼児期の教育・保育サービスの運営改善と質を確保し、保護者からの信頼を高めることから、その実施を検討します。

施策の方向(4)質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供の促進

就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化しているため、本市において子どもが健やかに育つ環境の整備に資することを目的として、子ども・子育て支援を総合的かつ効果的に推進するために、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供の促進を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
保育教諭・保育士の研修の充実等による資質・能力の向上 【再掲】	引き続き、研修機会の確保と他関連団体主催の研修会への参加を推進します。

施策の方向(5)産鉄様・育児株業の幼児の教育・保育施等の円滑が用の推進

保護者に対して情報提供ができる体制を整えることや、幼児期の教育・保育施設及 び地域型保育事業の円滑な利用の推進、さらにはこれまで以上に、ハローワークや富 山県内の関連団体との連携を強化することで、保育士など職員の拡充を推進します。

事業名	事業概要
幼児期の教育・保育 施設の円滑な利用の 推進	育児休業期間満了時からの利用を希望する保護者が保育を利用できるような環境を整えます。ハローワークや富山県保育士・保育所支援センターに働きかけて、保育教諭・保育士資格等を持ちながら保育現場で従事していない潜在保育士の再就職支援による就労やニーズにあった保育士等の拡充を推進します。

基本目標

地域子育て支援サービスの充実

施策の方向(1)子育て相談・情報提供の強化

健診事業や育児相談などの各種の相談事業について、一人ひとりの状況を受け止め、 家庭や地域の中で孤立しないように、必要な支援を行うとともに、親子ひろばや子育 てサークルなどの地域での様々な人や場へ繋がっていけるような支援を行います。

また、子育てに必要な情報提供を充実するため、様々な媒体を活用して、定期的かつ幅広い情報提供を図ります。

事業名	事業概要
ホームページ及び 広報等による情報の 周知	引き続き、ホームページやパンフレット等での周知を推進していきます。
子育てガイドブックの 配布	引き続き、子育てガイドブックを配布し、広く市民に子育て情報を提供していきます。
窓口での子育て相談 受付・保育サービス 利用	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、利用者の多様なニーズに答えられるよう他部署や上位機関と連携・協働を強化し、子育て世代包括支援センターの設置を含め、利用者支援に努めます。
マイ保育所(園)事業の 推進、保育所なかよし デーの実施	今後、子育て中の保護者又は妊婦が利用しやすいように、引き続き現 在の取組みを継続していくとともに、内容の充実を図っていきます。
相談員等の研修の充実 による資質・能力の 向上	引き続き、研修機会の確保と他関連団体主催の研修会への参加を推進 し、多様化する子育て相談に対応できるようスキルアップに努めま す。

施策の方向(2)地域における子育て支援サービスの充実

① 時間外保育事業

平日における延長保育や土曜、日曜祝日における時間外保育を推進していくことで、 子育て世帯の多様な就労体系に柔軟に対応できる体制を強化していきます。また、これまで以上に、ハローワークや富山県内の関連団体との連携を強化することで、保育 土など職員の確保を検討します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
延長保育事業 (通常保育の時間を 延長して行う保育)	今後の利用実績を考慮しながら、ニーズの調査を検討します。
土曜保育事業 (土曜における保育)	今後の利用実績を考慮しながら、ニーズに対応できるように保育士の 確保方策を検討します。
休日保育事業 (日曜・祝日等における保育)	今後の利用実績を考慮しながら、利用の不定期性や施設への距離等、 保護者の利便性も考慮し、休日保育を実施することを検討します。ま た、そのための保育士等の確保策を検討します。

② 一時預かり事業

保護者の就労、疾病、出産、冠婚葬祭などの緊急かつ一時的な利用に対する人員の確保が課題です。保護者の利便性を考慮し、ファミリー・サポート・センターなどの充実を検討します。

事業名	事業概要
未就学児の一時預かり事業	ニーズに応じた事業内容の充実に努め、対応する保育士の確保につい て検討していきます。
小学生の一時預かり事業	利用者の利便性を高めるために、ファミリー・サポート・センター等 の充実を促進します。
トワイライトステイ事業	利用者ニーズの状況を考慮しつつ、対応するため、夜間の延長保育事業、一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等を検討します。

③ 病児・病後児保育事業

不定期で緊急な対応が求められる事業性と保護者の利便性を考慮し、全体的な供給量の底上げ及び地域利用のネットワーク化を検討します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
病児保育事業	認知度の向上を図るために、様々な広報活動を展開し、周知活動の充実を図ります。今後の利用実績を考慮しながら、受入態勢の充実を検討します。
病後児保育事業 【病後児対応型】	認知度の向上を図るために、様々な広報活動を展開し、周知活動の充実を図ります。今後の利用実績を考慮しながら、受入態勢の充実を検討します。
病後児保育事業 【体調不良児対応型】	今後の利用実績を考慮しながら、受入態勢の充実を検討します。
ファミリー・サポー ト・センターの充実	認知度の向上を図るために、様々な広報活動を展開し、周知活動の充実を図ります。また、利用者の多様な保育ニーズに対応するため、即応性と機動性の充実による利便性の向上を検討します。

④ 子育て援助活動支援事業

現状を維持しつつ、利用者の多様な保育ニーズに対応していくために、本事業の特徴でもある即効性と機動性の充実や周知の強化を検討します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
ファミリー・サポート・センターの充実【再 掲】	認知度の向上を図るために、様々な広報活動を展開し、周知活動の充実を図ります。また、利用者の多様な保育ニーズに対応するため、即応性と機動性の充実による利便性の向上を検討します。

⑤ 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業・トワイライトステイ事業)

潜在する夜間・宿泊の一時預かり的な各事業の利用希望に対して、延長保育事業、 一時預かり事業及びファミリー・サポート・センター事業などでの対応を検討します。

事業名	事業概要
ショートステイ事業	利用者ニーズの状況を考慮しつつ、対応するため、子育て援助活動支 援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等を検討します。
トワイライトステイ事業 【再掲】	利用者ニーズの状況を考慮しつつ、対応するため、夜間の延長保育事業、一時預かり事業及び子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等を検討します。

⑥ 地域子育て支援拠点事業

現状を維持しつつ、サービスの更なる改善を図ります。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
地域子育て支援拠点事業	現状の実施体制を維持し、ニーズに応じた事業内容の充実に努めます。

施策の方向(3)児童の健全育成の推進

放課後児童対策による基盤整備を図るため、関係機関との連携強化、指導員の確保 や研修機会の充実を図ります。

事業名	事業概要
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	現状の実施体制を維持し、ニーズに応じた事業内容の充実に努めます。
放課後児童健全育成 事業と学校・地域 おやべっ子教室との 連携	全ての児童に放課後の安全・安心な居場所を確保するとともに、多様な体験・活動を行うことができるよう検討していきます。また、小学校、放課後児童クラブ、地域おやべっ子教室が日常的・定期的に情報交換を行い、児童の情報共有ができるよう検討していきます。

施策の方向(4)子どもの健やかな育ちのための援助の充実

現状を維持しつつ、児童手当や保育料軽減の拡充、幼稚園就園奨励費補助金の国への増 額及び補助要件の緩和等を要望し、ニーズに応じた事業の拡張について検討します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
児童手当給付事業	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、国への増額及び支 給要件の緩和等を要望していきます。
保育料軽減事業	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、保育料軽減の拡大について検討します。
就園奨励費補助事業	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、国への増額及び補助要件の緩和等を要望していきます。
就学援助事業	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、援助対象費目に P T A 会費や生徒会費を加えるなど拡大を図っていきます。

施策の方向(5)子どもの安心・安全な居場所づくりの推進

子どもがのびのびと遊べる場の確保とともに、子どもが安全に遊ぶことができ、親も安心して子どもを遊ばせることができる場のブラッシュアップを含めた充実を進めます。

事業名	事業概要
とやまっ子さんさん 広場推進事業	放課後児童クラブより気軽に利用できる場として、本事業への新規参画と地域の協力を求めていくために、広報周知活動を推進していきます。
地域おやべっ子教室 推進事業	子ども達の居場所づくり事業として参加人数が多く、この事業を堅実 に推進していくために利用者ニーズに応じて、活動内容の充実に努め ます。
児童クラブ育成事業	引き続き、本事業を堅実に推進し児童の健全育成を支援していきます。
児童遊具整備費補助 事業	児童遊園地等の充実が図れるように、本事業の利用を促すため、事業 の周知と地域への協力に努めていきます。
児童館事業	児童館設置について検討していきます。 また、とやまっ子さんさん広場推進事業や放課後出前講座、市内複数 の公共施設の有効活用を検討していきます。

支援が必要な子ども・家庭への取組みの推進

施策の方向(1)児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。虐待された子どもは、保護者から十分な愛情を感じることができずに成長することになり、その結果親子の信頼関係を築けないばかりか、脳の発達や人格形成に大きな影響を及ぼし、社会的自立に困難をともなう場合があることが指摘されています。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

施策の方向(2)子どもの貧困対策の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、 就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、 相談体制や経済的支援の充実に努めます。

施策の方向(3)障害児施策の充実

本市では、在宅で心身に障がいのある児童に対する療育や家族に対する助言指導を 実施しています。また、言語発達や発音に問題を抱え、保育所などで集団生活を送る 上で困難をきしている幼児とその保護者を対象に「ことばの教室事業」を実施してい ます。

障害児保育としては軽度・中度の障がい児を受け入れ、健全な社会性の成長発達を 促進するため、健常児とともに集団保育を継続して実施しており、そのための幼稚園 教諭・保育士を加配して対応しています。

支援が必要な子どもに専門的な訓練を提供するため、家庭児童相談員などが保育 所・こども園を巡回し、児童発達支援センター等の専門機関につなげることが必要です。

障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「小矢部市障害児福祉計画」や「小矢部市障害福祉計画」などと連携しながら、障がいのある児童等及びその家族のライフステージに対応する一貫した支援の推進を図ります。

事業名	事業概要
児童虐待防止対策の 充実	要保護児童等を早期発見、早期対応し、ネットワークで支援するため、 要保護児童対策協議会の充実に努め、子ども家庭支援拠点の整備につ いて、検討します。
養育支援訪問事業	引き続き現在の取組を継続していくとともに、国の補助事業等を活用 する等し、さらに事業の充実に努めます。
要保護児童等支援事業 (子どもを守る地域 ネットワーク(要保護 児童対策地域協議会) 機能強化事業)	要保護児童対策協議会の役割がますます重要になってくる中、調整機関職員の専門性を強化するため、研修への参加を積極的に行います。また、協議会構成員の専門性を図る取組みや、地域住民への周知を図る取組みに努めます。また、養育支援訪問事業との連携について検討します。
ひとり親家庭の自立 支援の相談・情報提供 機能の充実	母子自立支援員制度の周知を図るとともに、HP等各種媒体を活用してひとり親家庭に対する情報提供を積極的に行う等広報活動を強化していきます。
ひとり親家庭の自立 支援の推進	引き続き、現在の取組みを継続し、ひとり親家庭の経済面での自立支援を推進します。生活保護受給者等就労自立促進事業を積極的に活用し、ハローワークとの連携をさらに強化していきます。
ひとり親家庭の 子育て・生活支援策の 充実	引き続き、現在の取組みを継続し、ひとり親家庭が安心して生活や子 育てできる環境を推進します。
障がい児への支援	引き続き現在の取組みを継続し、障がいのある児童に対しては、保健、 医療、福祉、教育部門が連携をとりながら、適切な医療と指導が行われるよう支援体制を充実します。今後も地域で安心して生活できるよう療育訓練への実施支援と指導相談への後方支援を実施し、保護者の 育児不安の解消を図ります。
障害福祉サービスの 充実	専門機関との連携を強化し、支援が必要な子どもへの障害福祉サービスの提供を促進します。障害福祉サービスの利用児童一人ひとりのニーズに応じた継続的な相談支援を行っていくよう、相談支援事業所でのサービス利用計画の作成について支援します。

基本目標

子どもと母親の健康支援の推進

施策の方向(1)妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援

① 妊婦健康診査事業

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、訪問指導など、妊娠期から支援を行うとともに、子どもの発育・発達への支援に取り組み、妊娠期からの切れ目のない支援を行うことで、子どもの健やかな成長や発達を支援します。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
妊婦健康診査事業の 推進	引き続き、現在の取組みを継続していくとともに、医師会や他の事業 などと連携を図り、産婦人科医療施設開設等事業補助制度により誘致 を促進します。
早期妊娠届出励行と ハイリスク妊婦の早期 把握、支援の実施	妊娠早期から、妊娠・出産・育児について自覚を持ち、この時期に必要な情報を得て安心して子どもの出生を迎えることができるよう、妊娠届出をできるだけ早期(妊娠 11 週まで)に行うよう今後さらに啓発を図ります。また、ハイリスク妊婦の早期把握、支援の充実を図っていきます。
妊娠期における健康 教室の充実	ママパパ講座(妊娠中の健康管理、歯科保健指導、栄養指導、母乳育 児、沐浴指導など)の充実を図っていきます。
低出生体重児出生の 減少	妊娠届出時の面接や、ママパパ講座などで、妊婦健診、妊婦歯科健診の受診勧奨や、母体や胎児の健康管理について正しい知識の普及を図り、低出生体重児出生率が減少するように努めます。
母乳育児の推進	母乳育児は、母と子のきずなを強く確かなものにし、乳児が病気にかかりにくくなる等の利点があることから今後も広く啓発していきます。生後1か月児の母乳育児割合は60%以上を目指します。

② 乳児家庭全戸訪問事業

現状を維持しつつ、訪問率の向上及びその後の支援体制の充実を図っていきます。

事業名	事業概要
乳児家庭全戸訪問事 業の推進(こんにちは 赤ちゃん事業)	引き続き、現在の取組みを継続していきます。訪問率の向上について も推進していきます。
新生児 (乳児)・未熟 児訪問事業	現在の事業を継続し、母子の健康の保持増進を支援します。
乳幼児健診・相談会	各乳幼児健診を毎月実施し、疾病の早期発見、乳幼児の発育及び発達の促進、むし歯予防についての普及啓発等、保護者に対する育児支援の充実を図ります。 健診受診率は100%を目指します。健診未受診者に対しては電話、訪問(保育所含)などにより育児状況把握に努めていきます。 週1回のこどもの健康相談会は現在の取組みを継続していきます。

施策の方向(2)こども・妊産婦への医療支援の推進

現状を維持しつつ、適正に事業を推進していきます。

【主な取り組み】

事業名	事業概要
こども及び妊産婦医療 費助成事業	継続して事業を推進していく一方で、医療費助成をスムーズに受けられるよう、制度の周知を図ります。

基本目標

仕事と子育ての両立の推進

施策の方向(1)仕事と子育ての両立支援

子育てへの父親参加を促進するため、男性が家事・育児をするための意識づくりや、 男性が家事・育児に参画するための学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

また、働き方改革関連法「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」を踏まえ、事業者への啓発活動などを進め、働き方の見直しを促進するとともに、 多様な保育サービスの展開など、仕事と子育ての両立を可能にするための環境づくりに努めます。

事業名	事業概要
男女共同参画の意識づくり	コンクール形式による啓発や男性向け啓発冊子等の発刊、男性向け家 事・育児・介護等能力向上に向けた講座等の開催を検討します。
仕事と家庭の両立支援 や育児・介護休業に 対する関係制度等の 広報・周知	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の啓発を行うとともに、男女で取得する育児・介護休業を促進するため、ハローワークや商工会と連携し、各種助成制度等の普及・啓発に努めます。
仕事と子育ての両立の ための基盤整備	ニーズを的確に把握し、必要に応じて施設の拡充や新たな開設を検討 します。また、多様な働き方に対応したサービスを提供していきます。
子育てセミナー等の 開催	子育ての喜びを広く分かち合えるよう P T A、児童クラブ等子育てをサポートする団体等が交流して、情報共有を図る場を提供するとともに、年間を通じた講演会等の開催を検討します。
ひとり親家庭の仕事と 子育ての両立支援	ひとり親家庭の子どもの保育所(園)等の受入に十分配慮するととも に、母子家庭等の日常生活支援事業の活用を促進します。

第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口 変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行う ため市全域を1つの区域と定めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全 域を1つの区域(小矢部市全域)とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、O歳から 11 歳までの子どもの人口を平成 27 年から平成 31 年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

〇歳から 11 歳までの子どもの将来推計は、減少傾向が見込まれます。

単位:人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0 歳	173	171	169	164	160
1歳	190	178	176	174	169
2歳	166	192	180	178	176
3歳	172	166	193	181	179
4歳	212	174	168	195	183
5 歳	193	213	174	168	195
6 歳	199	193	212	174	168
7歳	211	200	194	213	175
8歳	210	211	200	194	213
9歳	207	211	212	200	195
10 歳	202	206	210	211	199
11 歳	224	201	205	210	211

コーホート変化率法:同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、 それに基づき将来人口を推計する方法。

3 保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 令和2年度 】

				令和2年度		
			2号認定		3 号認定	
		1号認定	教育を 希望	左記以外	1・2歳	0 歳
児童数(推計)			577		356	173
量の見込み		43	5	516	307	139
		確保	:量			
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	78	15	571	307	139
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等					
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	上記以外の 保育施設					
確保量合計(B)		78	15	571	307	139

【 令和3年度 】

				令和3年度		
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を 希望	左記以外	1・2歳	0 歳
児童数(推計)			553		370	171
量の見込み		41	5	495	319	137
		確保	:量			
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	78	15	576	327	139
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等					
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	上記以外の 保育施設					
確保量合計(B)		78	15	576	327	139

【 令和4年度 】

				△和 4 左座		
		~				
			2号認定		3号認定	
		1号認定	教育を 希望	左記以外	1・2歳	0 歳
児童数(推計)			535		356	169
量の見込み		40	5	479	307	136
		確保	:量			
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	78	15	576	327	139
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等					
企業主導型保育事業						
認可外保育施設	上記以外の 保育施設					
確保量合計(B)		78	15	576	327	139

【 令和5年度 】

9 平度 】						
				令和5年度		
			2 号認定		3 号認定	
		1号認定	教育を 希望	左記以外	1・2歳	0 歳
児童数(推計)			544		352	164
量の見込み		41	5	487	304	132
		確保	:量			
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	78	15	576	327	139
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等					
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	上記以外の 保育施設					
確保量合計(B))	78	15	576	327	139

【 令和6年度 】

				令和6年度		
			2 号認定		3号認定	
		1号認定	教育を 希望	左記以外	1・2歳	0 歳
児童数(推計)			557		345	160
量の見込み		42	5	498	297	129
		確保	量			
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	78	15	576	327	139
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園					
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等					
企業主導型保育事業						
認可外 保育施設	上記以外の 保育施設					
確保量合計(B))	78	15	576	327	139

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子ども やその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機 関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置個所	1	1	1	1	1
子育て相談(件数)	1,178	1,071	734	622	632

【量の見込みと確保策】

	子育て相談	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	量の見込み(A)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	基本型・特定型	500	500	500	500	500
	母子保健型	500	500	500	500	500
砳	望保策(B)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	基本型・特定型	500	500	500	500	500
	母子保健型	500	500	500	500	500
-	子育て世代包括支援も	2ンター、家庭	[児童相談室、	こあら相談、	ことばの教室Ⅰ	こて相談受付
差	訠(B)-(A)	0	0	0	0	0

(2) 時間外保育事業

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【現状】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延長保育事業(人)		344	366	385	311
土曜保育事業 (人)		207	178	200	192
休日保育事業(人)		40	42	43	45

【 量の見込みと確保策 】 ※通常保育の時間を延長して行う保育

延長保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	310	306	297	297	297
確保策(B)	310	306	297	297	297
		公	立保育所、公	立こども園、[民間こども園
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 量の見込みと確保策 】 ※土曜における保育

土曜保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	200	200	200	200	200
確保策(B)	200	200	200	200	200
			公	立こども園、[民間こども園
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保策】 ※日曜・祝日等における保育

休日保育事業	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	40	40	40	40	40
確保策(B)	40	40	40	40	40
			公	立こども園、E	民間こども園
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

(3) 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	259	257	313	362	363
定員	290	290	357	387	387

【量の見込みと確保策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	量の見込み(A)	382	372	376	359	341
	低学年	339	329	333	317	300
	1 年生	129	125	137	113	109
	2 年生	116	110	106	117	96
	3 年生	94	94	90	87	95
	高学年	43	43	43	42	41
	4 年生	33	33	33	32	31
	5 年生	5	5	5	5	5
	6 年生	5	5	5	5	5
硝	盤保策(B)	387	387	387	387	387
才	訠(B)-(A)	5	15	11	28	46

(4) 放課後子ども教室

【概要】

学校や地域と連携しながら、学校施設などを利用して、安全管理員のかたの見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、学習アドバイザーから宿題などを教えてもらえる「学びの場」、地域の方々との交流によりいろいろな事を体験できる「体験・交流の場」などによる地域による安全で安心な子どもたちの居場所を提供する事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催日数	-	530	576	580	590
参加延べ人数	-	7,504	10,910	8,754	8,219
開催箇所数	-	12	12	13	13

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)					
開催日数	570	570	570	570	570
参加延べ人数	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
開催箇所数	13	13	13	13	13
確保策(B)					
開催日数	570	570	570	570	570
参加延べ人数	8,200	8,200	8,200	8,200	8,200
開催箇所数	13	13	13	13	13
	小学校、中	'学校、地区公	民館およびお	やベスポーツ?	フラブと連携
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、短期間、お子さん をお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ利用日数	0	0	0	0	0

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み(A)	2	2	2	2	2	
確保策(B)	ファミリーサポートセンター事業等で対応を検討					
差引(B)-(A)	-	-	-	-	-]	

(6) 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

市保健師又は訪問指導員が、生後 120 日までの乳児のいる全ての家庭を訪問する 事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルへ ルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援 につなげます。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ訪問件数	176	161	130	169	170

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み(A)	173	171	169	164	160		
確保策(B)	173	171	169	164	160		
保健師、母子保健推進員、看護師等による(推計)							
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0		

(7)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者に よる要保護児童等に対する支援に資する事業

【概要】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします

要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童または出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦への適切な支援を図る事業です。

【現状】

① 養育支援訪問事業

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ派遣世帯数	2	5	1	4	4

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

	要保護児童対策 地域協議会	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
白	F間開催回数	14	12	18	23	11
	代表者会議	1	1	1	1	1
	実務者会議	2	2	2	2	2
	個別ケース検討会 議	11	9	15	20	8

【量の見込みと確保策】

① 養育支援訪問事業

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
量の見込み(A)	4	4	4	4	4			
確保策(B)	4	4	4	4	4			
保健師、母子保健推進員、看護師等による(推計)								
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0			

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

要保護児童対策 地域協議会	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)					
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	2	2	2	2	
個別ケース検討会 議	12	12	12	12	12
確保策(B)					
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	2	2	2	2	2
個別ケース検討会 議	12	12	12	12	12

関係機関(市医師会、砺波厚生センター小矢部支所、高岡児童相談所、小矢部警察署生活安全課、小矢部市小中学校校長会、市教育センター、市PTA連絡協議会、市社会福祉協議会、市民生委員児童委員協議会、市児童クラブ育成連絡協議会、市教育委員会、市社会福祉課、市家庭児童相談室15団体)

|--|

(8) 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元見込
年間延べ利用人数	10,106	8,056	12,664	13,091	14,000

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み(A)	19,910	20,362	19,759	19,421	19,007		
確保策(B)	19,910	20,362	19,759	19,421	19,007		
子育て支援センター(ひまわり、あおば、さくらんぼ、どんぐり、わくわく、つぼみ、かんがる一)							
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0		

(9)一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として 昼間に、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的 に預かり、必要な保護を行う事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元見込
一時預かり(延べ人数)	543	866	702	322	500

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	553	547	530	530	530
確保策(B)	553	547	530	530	530
公立こども園、民間こども園					
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

(10) 病児保育事業 (病児・病後児保育事業)

【概要】

病児及び病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、 看護師等が一時的に保育する事業です。

【現状】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間利用(延べ人数)	67	62	175	276	351

【量の見込みと確保策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	の見込み(A)	366	363	357	354	350
	0~5 歳以下家庭 のみ	246	243	236	236	236
	就学児家庭のみ	123	120	121	118	114
確	保策(B)	366	363	357	354	350

病児保育事業:北陸中央病院

病後児保育事業:石動西部こども園

(こども園において、在園児を対象とした「体調不良児」を保育する。)

差引(B)-(A)	0	0	0	0	0
-----------	---	---	---	---	---

(11) ファミリー・サポート・センター事業

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(利用会員)と当該援助を行うことを希望する者(援助会員)との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【現状】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元見込
É	F間登録児童数	285	221	232	342	350
	乳幼児	10	220	223	180	200
	低学年	0	0	6	0	0
	高学年	275	1	3	162	150

【量の見込みと確保策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	量の見込み(A)	336	328	331	322	311
	乳幼児	200	200	200	200	200
	低学年	136	128	131	122	111
	高学年	0	0	0	0	0
矷	望保策(B)	336	328	331	322	311
	乳幼児	200	200	200	200	200
	低学年	136	128	131	122	111
	高学年	0	0	0	0	0
差	訠(B)-(A)	0	0	0	0	0

(12) 妊婦健康診査事業

【概要】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の 死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

【現状】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元見込
受診対象者数(人回)	2,079	2,068	2,046	2,013	2,000

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	2,422	2,394	2,366	2,296	2,240
確保策(B)	2,422	2,394	2,366	2,296	2,240
実施場所:北陸中央病院他					
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進

1 計画の推進

子育てを社会全体で総合的に支援していくためには、市民、保育所、認定こども園、 学校、医療機関、保健所、その他子育てに関わる関係機関などと行政が連携し、ネットワークを構築することが重要です。

本計画の推進にあたっては、市民や関係機関等と行政の連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・事業所・行政が子育てや子どもの健やかな育ちと健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、連携しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策の総合的な推進に取り組みます。"

2 計画の進捗管理・評価方法

計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「小矢部市子ども・子育て支援会議」において、計画の進捗状況の管理・評価を行います。

計画の進捗状況については、計画に基づく取り組みや施策を担当する関係各課のヒアリングを行い、「小矢部市子ども・子育て会議」において、管理・評価を行います。

また、管理・評価をふまえて取り組みや施策の充実や見直しについての検討を行う ことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

評価の結果は、広く市民に公表して、進行管理の透明性を確保します。"



1 小矢部市附属機関条例

小矢部市附属機関条例

平成28年3月24日条例第6号

小矢部市附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の 附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の 定数は、同表に定めるとおりとする。

別表(第2条関係)

名称	所掌事務	委員の定数
小矢部市子ども・子育て支	(1) 子ども・子育て支援法(平成24	25人以内
援審議会	年法律第65号)法第77条第1項に掲	
	げる事務を処理すること。	
	(2) 次世代育成支援対策推進法(平	
	成15年法律第120号)第8条の規定	
	に基づく次世代育成支援地域行動	
	計画に関すること。	
	(3) 前2号に掲げるもののほか、市	
	長が必要と認める子ども・子育て支	
	援に関すること。	

小矢部市子ども・子育て支援審議会運営規則

平成28年4月1日規則第48号

小矢部市子ども・子育て支援審議会運営規則

(設置)

第1条 この規則は、小矢部市附属機関条例(平成28年3月24日小矢部市条例第6号) 第3条により設置された小矢部市子ども・子育て支援審議会(以下「審議会」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体関係者
 - (3) 子ども及び子育て支援又は教育に関する事業に従事する者
 - (4) 子ども及び子育て支援に関する活動を行う団体の代表者
 - (5) 子どもの保護者

- (6) 公募による者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者 (任期)
- 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。
- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会において、非公開の決定がされた内容 等については、非公開とすることができる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことがで きる。

(部会)

- 第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうち から部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、民生部こども課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会 に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

3 小矢部市子ども・子育て会議委員名簿

任期:平成31年2月6日~令和3年2月5日

備考	委員	所属団体等	役職	区分
委員長	日光 久悦	小矢部市社会福祉協議会	会長	市民団体関
副委員長	飛田 久子	小矢部市連合婦人会	会長	係者
委員	今川 智之	一般社団法人小矢部市医師会	医師	学識経験者
	川原 久俊	小矢部市自治会連合会	会長	
	府議 弘之	小矢部市商工会	副会長	市民団体関
	上田光雄	小矢部市男女共同参画推進員 連絡会	会長	係者
	後藤 喜美子	小矢部市母子寡婦福祉会	会長	
	真栗一道	小矢部市小中学校長会	研修幹事	
	王畑 弘美	小矢部市保育研究会	会長	子ども及び子育て支援
	井幡 清志	社会福祉法人 石動青葉福祉会	園長	又は教育に
	中西千賀子	社会福祉法人 ちいさな花の福祉会	理事長	関する事業に従事する者
	松岡和子	特定非営利活動法人 わくわく小矢部	理事長	
	楯 由香子	小矢部市民生委員児童委員協議会	主任児 童委員	子育て支援 に関する活
	辻 信明	小矢部市児童クラブ育成連絡協議会	会長	動を行う団 体の代表者
	四ツ島 盛博	小矢部市小中学校PTA連絡協議会	副会長	子どもの
	永畠 千春	石動きらり こど も園保護者会	会長	保護者
	飛渡 勝矢	公募による者		
	寺西 咲	ム沙にのの日		

4 子ども・子育て会議の開催経過

【第1期計画】平成27年度~31年度

開催日時	検討内容
平成 24 年 8月	子ども・子育て関連3法の公布
平成 25 年 12 月	ニーズ調査(アンケート)の実施 平成 26 年2月から平成 27 年2月まで策定委員会を9回実施
平成 27 年 3月	計画の完成
~平成 31 年	各年度毎に小矢部市子ども・子育て支援会議にて進捗状況を報告

【第2期計画】令和2年度~6年度

開催日時	検討内容
平成 30 年 12 月	ニーズ調査(アンケート)の実施
平成31年 1月	小矢部市子ども・子育て支援審議会委員の募集
平成31年2月	小矢部市子ども・子育て支援審議会議委員の委嘱 ・委員長及び副委員長の選出 ・事業計画の概要・構成・スケジュール・部会の設置
平成31年3月	ニーズ調査(アンケート)の集計・分析
平成 31 年 4月	内閣府より「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量 の見込み』の算出について」改定版が示された。
令和元年 8月9日	第1回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・ニーズ調査の報告 ・計画の骨子案 第1章 計画の概要 第2章 小矢部市の現状 第3章 計画の基本理念と基本目標
令和元年 10月 23日	第2回小矢部市子ども・子育て支援審議会(障害部会) 第3回小矢部市子ども・子育て支援審議会(保育部会)
令和元年 10月 30日	第4回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・前回会議資料の修正内容 第4章 施策の展開
令和2年 1月16日	第5回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・前回会議資料の修正内容 第5章 教育・保育の量の見込みと確保策、実施時期 ・保育所定数(案)について
令和2年1月27日~ 2月26日	素案に対するパブリックコメントの実施
平成2年 3月	第6回小矢部市子ども・子育て支援審議会 ・パブリックコメントについて ・第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画(案)について ・第2期小矢部市子ども・子育て支援事業計画概要版について
令和2年 3月	計画の完成

5 用語解説

【あ行】

育児休業制度

出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保 方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者 に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。

企業主導型保育事業

平成 28 年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた 柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・ 利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とすること。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての 需給計画。

子ども・子育て支援法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための法律。

【さ行】

次世代育成支援対策推進法

将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、 平成 15 年に制定された法律。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、 その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方 等を除いた数が「待機児童」となっている。

【な行】

認定こども園

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむねO歳から就学前の児童に保育園の時間帯(おおむね7時から18時)で保育・幼児教育を行う施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において 看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない 小学校の子どもたち(放課後児童)に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な 遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法 22 条によれば「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童(虐待を受けた児童等)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなって いる。

【数字/英字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。(内閣府 子 ども・子育て支援制度ハンドブックより)

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。(内閣府子ども・子育て支援制度ハンドブックより)

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その 他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

第2期小矢部市 子ども・子育て支援事業計画

発行日:令和2年3月

発 行: 小矢部市 民生部 こども課

〒932-0821 小矢部市鷲島 15番地 総合保健福祉センター内

TEL: 0766-67-8603 FAX: 0766-67-8602